

議案第165号

前橋市学校給食共同調理場設置条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

前橋市学校給食共同調理場設置条例（昭和41年前橋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表前橋市学校給食粕川共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。